

令和7年3月橋本市議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月5日（水）

議事日程第4号

令和7年3月5日（水） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番12	12番	小林 弘 君	134
順番13	16番	土井裕美子君	138
順番14	17番	石橋英和君	149
順番15	18番	中本正人君	158
順番16	4番	梅本知江君	165

議員定数 18名

出席議員 18名

1番	森 下 伸 吾 君	2番	板 橋 真 弓 君
3番	岡 本 喜 好 君	4番	梅 本 知 江 君
5番	阪 本 久 代 君	6番	高 本 勝 次 君
7番	岡 弘 悟 君	8番	田 中 博 晃 君
9番	堀 内 和 久 君	10番	垣 内 憲 一 君
11番	岡 本 安 弘 君	12番	小 林 弘 君
13番	田 中 和 仁 君	14番	南 出 昌 彦 君
15番	辻 本 勉 君	16番	土 井 裕美子 君
17番	石 橋 英 和 君	18番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	病院事業管理者	古 川 健 一 君
総合政策部長	井 上 稔 章 君	総 務 部 長	中 岡 勝 則 君
経済推進部長	三 浦 康 広 君	健康福祉部長	久 保 雅 裕 君
農業委員会事務局長			
危機管理監	大 岡 久 子 君	建 設 部 長	西 前 克 彦 君
会計管理者	兼 井 和 彦 君	上下水道部長	堤 健 君
教育部長	岡 一 行 君	消 防 長	永 井 智 之 君

病院事務局長 池之内 正行 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財政課長 三 嶋 信 史 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君)おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君)これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君)日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番 田中君、18番 中本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君)日程第2 一般質問を行います。

順番12、12番 小林君。

[12番(小林 弘君)登壇]

○12番(小林 弘君)皆さん、改めまして、おはようございます。一般質問3日目のトップとして一般質問をさせていただきます。

本日なんですけど、3月5日、私は66回目の誕生日を迎えさせていただきました。この年まで元気に年を重ねることができるのも、まずお母さんに感謝をしまして、それで今までお仕えしていただいとる皆、議員の皆さんにも感謝申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問

をさせていただきます。

大きく一つでございます。橋本市民病院として緩和ケア病棟が必要ではないかということと。

日本は高齢化の進展や生活習慣、感染などの要因により、がんの発生率や死亡率が高いことから、がん大国と呼ばれている。橋本市内において緩和ケア病棟のある病院はなくなったとお聞きしている。市内もしくは近隣の住民が緩和ケアを必要としたときに、遠くの病院を利用するか、または在宅緩和ケアをすることになるため、橋本市民病院としての考えを、以下お伺いしたいと思います。

1、橋本市民病院としての緩和ケアの考え方は。

2、橋本市民病院として緩和ケア病棟は必要か、病棟を作れる可能性はあるのか。

3、近隣において緩和ケア病棟を持たれている病院は。

4、国は在宅緩和ケアを進めていると聞かすが、どうしてか。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森下伸吾君)12番 小林君の質問、橋本市民病院として緩和ケア病棟が必要ではないかに対する答弁を求めます。

病院事務局長。

[病院事務局長(池之内正行君)登壇]

○病院事務局長(池之内正行君)橋本市民病院として緩和ケア病棟が必要ではないかにつ

いてお答えいたします。

まず、一点目の、橋本市民病院としての緩和ケアの考え方についてですが、WHO（世界保健機関）では、「命を脅かす疾患による問題に直面している患者さんとそのご家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、QOL（生活の質）を改善するアプローチである」と定義されています。

橋本市民病院では、前述の考え方を基本に、医療の質の改善を図ることも重要と考えています。具体的には、課題解決へのアプローチとして、医師、看護師、薬剤師など多職種のスタッフで構成する緩和ケアチームを院内に設置し、患者さんの痛みの症状や不安などの身体的・精神的苦痛を和らげ、その人らしい生活が送れるよう、多職種が協働でサポートするなど、患者さん及びご家族に対し、切れ目のない緩和ケアを提供しています。

本院緩和ケアチームの具体的な活動としましては、毎週火曜日に当該チームが介入することで、患者さんの症状に応じたきめ細やかな疼痛緩和を行っており、積極的な取組みの結果、令和6年1月から12月までの実績では、新規介入が109件、延べ介入が1,308件となっており、前年比では延べ件数はほぼ倍増しております。

次に、二点目の、橋本市民病院として緩和ケア病棟は必要か、病棟を作れる可能性はあるかについてですが、はじめに、緩和ケア病棟には様々な施設基準があります。ハード的な基準では、病棟単位であること、病棟・病室の面積要件や、当該病棟内に患者家族の控室、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えるなどの基準が設けられています。また、ソフト的な基準では、精神

科医師もしくは心療内科医師が常勤で1名、看護師は7対1の配置基準が必要など、様々な基準が設けられています。

本院は地域がん診療連携拠点病院であることから、緩和ケア病棟の必要性はあると考えつつも、これら施設基準を満たすことが困難であるため断念せざるを得ません。しかし、緩和ケアにおいて、緩和ケアチームを中心に多職種によるサポートをさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、三点目の、近隣における緩和ケア病棟を持つ病棟についてですが、現在、橋本保健医療圏においては、緩和ケア病棟を有している病院はありません。

最後に、四点目の、国は在宅緩和ケアを進めていると聞くが、どうしてかとおたただしですが、死は誰にも訪れますが、その死が予感されたとき、誰と、どこで、どのように、その後の時間を過ごすかは、多くの人にとって非常に重要な問題であるかと思われます。病院などの医療機関ではなく、自宅や高齢者施設など住み慣れた地域で過ごせる環境を希望する人は少なくないと思われます。

その希望をかなえ、在宅で病气等に伴う様々な緩和をするための医療支援や生活支援を提供するのが在宅緩和ケアとなります。

厚生労働省は、今後の少子高齢化、そして多死社会を見据えた対応策として地域包括ケアシステムを構築し、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進していますが、みとりを伴う在宅医療体制の構築も必要不可欠としています。

その中核的な位置づけにあるのが在宅緩和ケアであり、今後さらに進む超高齢社会への

対応を図るため、国は在宅緩和ケアの推進を図っているものと考えられます。

なお、本院においても超高齢化社会を見据えた在宅医療を推進するため、院内に在宅医療ワーキングを設置し、医師、看護師、MSW（医療ソーシャルワーカー）、事務職など多職種で検討を進めており、既に介護施設等との連携強化を図るとともに、今後の在宅訪問診療の実施についても研究を行っております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

一点目の、橋本市民病院としての緩和ケアの考え方については、よく理解できました。ありがとうございます。

二点目の、緩和ケア病棟の必要性はあるとのことですが、これらの施設基準を満たすのが困難であるとのことと断念せざるを得ないとの答弁ですが、将来に向けて緩和ケア病棟を作っていくべきなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしお答えさせていただきます。

現在のところは、大規模改修が必要となりますので、病床配置にも大きな変更が生じることから実施は困難だと考えておりますが、一定のニーズがあることについては承知しております。今後、診療報酬制度の動向や専門医の確保の状況も見定めて判断してまいりたいというふうに思っております。

あと、それと地域医療構想、こちらのほうに関しましても、今後新たにガイドラインのほうが出されるような予定となっております。2027年度で都道府県において新たな地域医療構想のほうの策定が進められていきますので、26年度ぐらいからいろいろな、各構想区域ご

とに協議が進められていくということになってきます。

次の地域医療構想の中では、外来、在宅、介護、こういった分野も含まれて、総合的に今後それぞれの構想区域においてどういった医療を提供していくのか、介護を提供していくのかということが議論されるような形になってきますので、そういったところも含めた中で、今後、地域の病院、それと、医師会等とも協議をさせていただきながら、この部分については検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

続きまして、三点目の橋本医療圏において緩和ケア病棟を有している病院はないとのことなんですが、市民病院としては、緩和ケア病棟を希望された場合、どちらの病院を紹介されていますか。連携している病院があれば教えていただければと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、当院で患者さんが緩和ケア病棟への入室を希望された場合、緩和ケア病棟を有する病院への紹介を行っておるところでございます。直近で最も受けていただくことが多い病院は国立病院機構大阪南医療センターのほうになります。その他に、大阪狭山市にございます樫本病院、堺市中区にございます阪和第二泉北病院などがございます。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

緩和病棟を持たれておる病院というのは、今お聞きするところによると、結構、距離的にあるかなと。橋本市のがんになられた方が最後、緩和ケア病棟のあるところへ行った場合、その家族がそこまで行くのに結構な時間

がかかってくるなというのは今のお答えでよく分かりました。ありがとうございます。

そういうのを鑑みて、今後、市民病院にそういう緩和ケア病棟ができたらいいかなと思ってこの質問をさせていただいているんですけども。

四点目の在宅緩和ケアについてですが、本人、ご家族が在宅緩和ケアを希望された場合は、市民病院としての退院後の関わりについて教えてください。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

患者さん本人やご家族が在宅での医療を希望された場合、当院でも、医師、看護師、MSW、医療ソーシャルワーカーになるんですけども、こういった多職種が介入を行いまして、通院時にご自宅でのお困り事の相談に対応しております。

発生する症状によって様々になってくるんですけども、例えば、呼吸が苦しい場合は酸素投与、痛みが強くなった場合は麻薬投与、歩行が困難になった場合は介護保険の申請などをサポート、こういったことをしております。また、当院への通院が困難になった方につきましては、往診していただける医療機関のご紹介を行っておるところでございます。

なお、先ほども答弁いたしました、本院において超高齢化社会を見据えた在宅医療を推進していくということで、院内に在宅医療ワーキングを設置しまして、医師、看護師、MSW、事務職などが多職種で検討を進めておるところです。既に介護施設等との連携強化を図っておるところです。今後、この在宅訪問診療の実施についてもさらに研究等を進めていきたいと思っております。

当院は急性期病院ということで、いわゆる在宅医療支援病院、在支病と呼ばれるものな

んですけども、こちらのほうも基準上なることができないということもございまして、いろいろ、医療を提供していく上での今後求められてくる部分がいろいろと変わってくると思いますので、そのときそのときに応じて橋本市民病院としての役割をしっかりと考えて、地域の医療機関等と連携を図りながら、患者さんご家族にとって一番いい医療の提供の仕方を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

これ何で質問させてもらおうかなと思ったのは、つい最近、知っとる方が、気丈な方でしたので在宅のほうで最期を迎えられたというのを見せていただいて、ああ、こんな独り住まいの方でも、そういうペインクリニックの先生に見てもらいながら最期を迎えることができるんだなというのを感じました。

それと、近隣の病院の緩和ケア病棟がなくなったというのも聞きまして、今年に入って聞きまして、あ、いつの間になくなったのかなと思って気になって、市民病院というやっぱり看板を上げとったら、やっぱり市民のために大きなそういう、がんになった場合、最期を迎えていかなあかんで、そういう緩和ケア病棟というのがなくなったら、市民病院としてどんな考えがあるのかなと思って質問させてもらったわけでございます。

これでもう僕の質問というのは終わりなんですけども、病院事業管理者、市民病院としたらもう、先ほどもなかなか無理やという話なんですけど、看護師の7対1とか10対1とよく言うてますけども、緩和ケア病棟を作るのには7対1じゃなかったらあかんということであれなんですけど、病院事業管理者の今後の考え方を一言頂いてこの質問を終わりたい

いと思うんですけど、お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）ご質問ありがとうございます。

僕自身、産婦人科医師としてたくさんのがん患者さんを見させていただいています。根治をめざす初期治療、それから再発を防ぐ維持療法、再発したときの再発の治療、そして、やはりもう積極的な治療を行わないで、精神的・肉体的苦痛を取って落ち着いた生活を送っていただく緩和治療、それは僕たち産婦人科医じゃなくて僕たち医師が全員、1人でそれをやっております。

日々の診療の中でやはり思うのは、疼痛を取ったりとか精神的な苦痛を取ってあげたりとかというのは僕たちの力で頑張っているんですけども、ご家族と一緒に過ごしていただくとかというふうな、家庭と同じような環境をうちの病院の中で再現するのは非常に難しいと思っています。

ただ、地域がん診療拠点病院でもありますので、やはり、がん緩和ケア病棟の必要性は十分考えております。特に今までこの地域に緩和ケア病棟がありましたけれども、それがなくなったと。空白地域になっているということはもう重々分かっておりますので、その必要性についてはもう分かっておりますし、今後もそれについては検討していきたいと考えております。

ご質問ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）管理者、ありがとうございます。作りにくい条件の中の質問やったので、答えにくい面も多々あったかと思えます。ありがとうございました。

それで、もうこれで終わらせていただくんですけども、私自身も橋本市民病院でいろんな科の診療を受けながら、先生の優しいお言

葉で今、元気に過ごさせていただいていることを、まずこの議場の中で市民病院の事業管理者並びに事務の方、看護の方、職員の方に感謝申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前9時51分 休憩）

（午前9時51分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

順番13、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は1項目、各種ハラスメントの根絶に向けてでございます。

このハラスメントの問題に関しましては、最近とてもよく耳にいたします。ニュースでも大分取り上げられておりますし、地方公共団体の首長がハラスメントにより辞職したり、それから、議員が職員に対してハラスメントをしたという、いろいろなニュースをよく耳にいたしますけれども、そのたびに何とも言えないちょっと気持ちになっているところでございます。

今回は、私自身も知らず知らずのうちに誰かを傷つけていないのかなということの自責の念も込めまして、この質問をさせていただきたいと思えます。

そこで、職場におけるハラスメントといたしまして、厚生労働省のほうでは三つの条件を挙げています。その三つですが、まず、1、優越的な関係を背景とした言動、2、業務上

必要かつ相当な範囲を超えたもの、三つ目、労働者の就業環境が害されるものでありまして、この三つの全てを満たすものがハラスメントであるというふうに厚生労働省のほうでは定義しております。

3の労働者ですけれども、この労働者とは非正規雇用者も含み、また、ハラスメントの発生場所である職場とはオフィスだけでなく、業務に取り組む多くの場所を示しているので、状況によっては物理的に業務を行っている職場以外でも対象とされているということがございます。

今回この質問をするにあたりましていろいろと調べましたところ、ハラスメントの種類というのは本当に、ざっと調べましても40種類以上ありました。また、いろいろさらに細かく分類すると、もっともっと多くの種類になるということが分かりました。

一般的によく知られておりますのがパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントでありまして、これらはよく3大ハラスメントとも言われているものでございます。

今回調べまして、私も初めて知ったものもありましたので、少しご紹介させていただきたいと思っております。

モラルハラスメント。モラハラとよく言われております。これは言葉や態度によって相手に精神的苦痛を与える行為。

次に、パタニティハラスメント。これはパタハラと言われております。これちょっと私、初めて知ったんですけれども、育児休暇制度を利用しようとする男性への嫌がらせ。

それから、ハラスメントハラスメント。ハラハラと言われております。これも私、初めてちょっと耳にしたんですが、上司などに対して、何かにつけて「これはハラスメントだ」と主張する行為、これをハラハラと言うんで

すって。

フォトハラスメント。フォトハラ。これはよく耳にしますが、相手の許可なく写真を撮ったり、写真を勝手にSNSにアップするなどの嫌がらせをする行為、フォトハラでございます。

票ハラスメント。これは票ハラと言われていて、有権者が立候補者に対して、投票の見返りに不当な要求をする行為。これは私たち議員関係なんですけれども、票ハラというものもあるらしいです。

また、もう一つよく耳にしておりますのが、また、非常にこれは問題となっておりますが、顧客からの著しい迷惑行為。暴言、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求などのカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラと言われるものがございます。

このように、本当に非常に多くの各種ハラスメントがあるようですけれども、今回の質問では、職場内でのパワハラ、セクハラ、マタハラなどの3大ハラスメントと言われるもの、そして顧客、行政から言いますと住民とか市民になるわけですけれども、との間のカスタマーハラスメントを、分けて質問をさせていただいております。

それでは、通告書に従い質問をします。

厚生労働省の職場のハラスメントに関する実態調査（令和5年度）によりますと、労働者の5人に1人が過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあるという調査結果が出ております。このように、職場におけるパワーハラスメントが社会問題となってきており、労働施策総合推進法において、令和4年（2022年）4月からパワーハラスメント防止措置が全ての事業者に義務化されました。

また、地方公共団体においても、令和6年6月21日付で総務省から「各種ハラスメント対策の徹底について」という通知の中で、防

止に向けた対策の徹底を促しております。以前はもう少し柔らかい感じの通達だったんですが、この令和6年度からは徹底というより厳しい意味での通知になっておりました。

職場における各種ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど人権に関わる許されない行為であり、職場秩序の乱れや業務に支障が起こることにもつながり、働く人が十分に能力を発揮できないなど、企業や自治体においても大変な損失につながります。

また、冒頭でも申し上げましたけれども、最近では地方議員、そして首長のハラスメントに関する報道も本当によく耳にするようになってきておまして、議会としても見過ごせない問題であると感じております。

そこで今回は、人権に関わる各種ハラスメントをなくすために、何点か質問をさせていただきます。

- 1、本市におけるハラスメントの現状について。
- 2、ハラスメント防止についての取組みについて。
- 3、職員向けのアンケート調査の実施について。
- 4、ハラスメント防止条例制定について。
- 5、カスタマーハラスメントの現状と今後の取組みについて。

以上、明快なご答弁をよろしく願いいたします。壇上での質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の質問、各種ハラスメントの根絶に向けてに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）各種ハラスメントの根絶に向けてについてお答えします。

一点目の、本市におけるハラスメントの現状についてですが、本市では令和4年3月に

実施した職員意識アンケートにおいて、職場でのハラスメントの現状を把握しています。また、職員には相談窓口を周知し、職員からの様々な相談に応じており、その中でハラスメントに類する相談も数件受けているのが現状です。

二点目の、ハラスメント防止についての取組みとして、職員のハラスメントに対する知識の習得や意識の向上を目的に、ハラスメント防止研修を毎年実施しています。また、新たな取組みとして、各部に広く相談窓口を設置することで職員が相談しやすい体制を整え、ハラスメントの事例や対応マニュアルを職員に周知し、悪質なものについては公表してまいります。また、職員に相談しにくい場合も考えられるため、外部の相談窓口も併せて案内します。

次に、三点目の、職員向けのアンケート調査の実施について、本市では令和4年3月に実施した職員意識アンケートにおいてハラスメントの項目を設定し、調査しておりますが、昨今のハラスメントに対する社会的な問題意識の高まりを踏まえ、実施方法や質問項目を精査した上で、改めて現状を把握すべく、アンケートを実施します。

四点目の、ハラスメント防止条例制定についてですが、今後実施するアンケートの結果を踏まえ、検討してまいります。

五点目の、カスタマーハラスメントの現状と今後の取組みについてですが、本市ではカスタマーハラスメント対策の一環として、令和6年9月に職員の名札表記を見直しました。また、本市としてカスタマーハラスメントは断固として許さないという姿勢を示していくために「ハラスメント撲滅宣言」をした上で、窓口へのカスハラ防止ポスターの掲示など、周知・啓発に取り組むこととしています。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君、再質問

ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） それでは、再質問させていただきます。

令和4年3月に職員意識調査アンケートを実施されたということでございますが、ちょっと資料も頂きましたが、これは男女共同参画に関する部門からのアンケートでして、25問設問があったんですけども、その中の3問がハラスメントに関する設問でございました。

答弁ではハラスメントに類する相談も数件あったというふうにお答えいただきましたけれども、この相談というのはアンケート結果からの相談であったのか、それとまた別件であったのか。また、その相談に関しては、もうちょっと一問一答ですが、ちょっと関連していますので一緒に行きます。解決に至ったのかなという、その辺だけちょっと教えてください。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） 令和6年度の相談に関してお答えさせていただきますと、こちらは2件ございました。この相談はそのアンケートに基づくものではございません。

解決に至ったのかという点でございますが、相談者に関しましては、行為者に対する聞き取りを拒まれているというところもございまずので、基本的に相談された方のプライバシーを守るというところの観点から、行為者に対する聞き取りはこの2件については行いませんでした。

ただ、何というんですか、相談した内容をしっかり聞いてほしいというところと問題の解決のところには対応いたしておりますので、解決したものというふうに判断しております。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） ありがとうございます。

した。

市、本庁のほうはそういうことであるということ、2件あったけれども、ご本人が相談だけであんまり広げてほしくないということであれば、それに沿っていかないと仕方がないので、そういうことなんですけれども。

この際なので、議場にいらっしゃる長もいらっしゃるので、消防長のほうにもお聞きしたいんですが、全国の各地の消防署、それから消防本部で、2023年度に暴力や性的嫌がらせなどのハラスメント行為が少なくとも176件発生し、206人が懲戒処分を受けていたということがニュースで出ておりました。

全国の消防本部や消防署で24年7月から8月に全都道府県の担当部署に、23年度でしたか、の実施報告を求めたというふうに書いてあったんですけども、本市における消防のほうでの現状というのが分かれば、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 消防長。

○消防長（永井智之君） 質問にお答えいたします。

当消防本部ではハラスメントの窓口、相談員を消防総務課に配置しており、現在、消防本部におきましてはハラスメントの事案は発生しておりません。議員からのお話もあったように、昨年7月に総務省消防庁から照会がありましたけれども、そのときも「発生していない」ということで回答しております。

しかしながら、先ほども言われていたように、全国的に見ますと、消防機関においてハラスメント事案というのは多数散見しているというのを把握しておりますので、危機感を持ってハラスメントの未然の防止に努めているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）消防に関しましては、消防職員自身のやっぱり現場での、何というんですか、危険度が高いので命を守らないといけないですから、その辺の指導というのが、指導であるのかハラスメントであるのかと、大分微妙だと思うんです。

私も体育会系の学校でずっと育ってきますし、先輩からの指導とか、それが、何というんですか、愛ある指導なのかハラスメントなのかというのはもう本当に紙一重のところもあると思いますので。

しかしながら、やはり消防職員の命を守るために、先輩方から厳しい愛ある指導があればいいのではないかなと思うんですけれども、その中ではやっぱり信頼関係がしっかりできていればこそその話だと思うので、その辺も、ハラスメントの窓口をしっかりと総務のほうで設けていただいているということでございますので、風通しのよい職場というのを、関係というのをつくっていただけるようお願いして、これからも、なかなか大変だと思いますけれども頑張ってくださいと思います。しっかりと、みんながいろんなことを言い合えるような信頼関係を築いていっていただきたいと思います。

それと、次、市民病院もいらっしゃいますので、市民病院のほうでもこのハラスメントに関しての現状把握というのをされているのかどうか。ここもいろいろ、ドクターと看護師とか、いろんな多種多様な職業の方もいらっしゃいますので、アンケート調査も行われているのでしょうか。この辺も現状把握ができていればお教えてください。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）そうしたら、ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、病院としてのハラスメントに対する対策についてでございますが、まず、平成28

年8月にハラスメント等の相談窓口といたしまして、当時、総務課に相談窓口のほうを設置しまして、私も今持っておるんですけども、PHS、携帯を、それ専用のPHSを課長はそれを持っていただくような形で、時間を決めてそちらのほうに、もしそういった相談があれば連絡を入れていただけるような、まず環境整備をさせていただいたところです。

その次に、令和元年に入りまして、これは国のほうの、厚生労働省のほうの委託事業であります「ハラスメントの悩み相談室」というのがあるんですけども、こちらのほうを全職員向けに周知のほうをさせていただいておりますので、どうしても職員同士ということで相談しにくいこともあったりするかと思いますので、相談しにくいことに関してはそういった外部の相談窓口を利用していただいて、少しでもそういったところの解決につなげていくことができればというふうに考えて周知させていただいております。

その後、令和2年に入りまして、橋本市の企業職員の職場におけるハラスメント防止等に関する要綱というのを制定させていただきました。こちらにおきまして、セクハラ、パワハラ、先ほどお話のありましたマタハラ、そういったハラスメントを対象に、病院としてしっかりと取り組んでいくための要綱といたしまして、改めてこのところでもう一度、病院としてのしっかりとした決意を出させていただいたところです。

その翌年に、それに関連した指針を策定させていただきましたしまして、直近のところではいきますと、昨年令和6年4月にハラスメント対策委員会というのを立ち上げさせていただいております。これまで、今の職員課になるんですけども、ハラスメントの悩み相談室ということで職員課のほうで対応させていただいたんですが、やはりいろんなケースでご相

談されるケースがあって、難しい問題もあつたりしますので、それは病院としてきちんと対応していかないといけないということで、外部の弁護士の先生にもご相談をかけさせていただきながら対応できるように委員会ということで、委員会を設置させていただいて対応できるような形で取り組ませていただいております。

アンケートにつきましては現時点では実施できておりません。これに関しましては例えばストレスチェックを、一応データとして分析の結果だけ私のほうは一応報告を受けるんですけども、その中で高ストレスの中にはそういった要因も含まれてくるのかなというふうに思いますので、もう少し掘り下げて、そういったハラスメントを対象としたアンケートも今後実施していきながら、働きやすい職場づくりということで、しっかりとそういったところで改善できるような取組みを今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

結構きっちりやっていたらいいんだなと思いますけど、アンケートは大事だと思いますので、なかなか相談にまでは一歩踏み出せないけれども、これちょっと書いてください、自由に書いてくださいと言うたら、やっぱり心の内がさらさらとかける場合もありますので、ぜひアンケートは早急に実施していただいて、風通りのよい職場環境を。

やっぱり、しんどい仕事でも、人間関係とかがきっちりして人間関係がいい職場であれば、辞める、退職する率というのも少なくなると思いますし、また、外部から見ても、こういうハラスメント対策をきっちりしている病院であるというのが、アンケート調査と

かの結果も出して、市当局にも言えるんですけども、そういうところをホームページで見たりしたら、ああ、ちゃんときっちりハラスメント対策をしている病院なんやなということで、看護師不足とかにもちょっと改善のこともあるのかなと思いますので、ぜひアンケート調査を実施していただいて、そういうこともPRしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

せっかくですので、教育委員会のほうにもお聞きしたいんですけども、同僚議員のほうでいろんな、教育委員会の中で弁護士を雇ったりとかということもありましたけど、私も昔、以前に一般質問の中でモンスターペアレントの話もさせていただいたこともありまして、弁護士を雇ったらどうですかというようなことも言ったことがあるんですけども、教育委員会として、教育委員会は何か先生方との間の調査とか、何か実態把握というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）学校に関しては、アンケートという形では実施はしておりません。基本的に月1回の校長会において、服務規律についての話を必ず入れております。その中で、毎回ということではないんですが、ハラスメントに関する服務規律、事例を挙げまして、こういうところには気をつけてほしいというような、そういう協議の場を設けております。

また、各学校においては管理職が先生方と対面でいろんな話をする機会というのが年に何度かあります。そういったところでも心身の状況とかそんなのも含めて話をする機会というのは取っておるところであります。

ここ2年間の中で相談という形では2件ほどありました。管理職への相談事でかけてもらう、そして、そこで言いにくかったら教育

委員会にも相談をかけてもらうという形を取っております。その中で2件ほどあったんですけれども、なかなか状況を改善するための取組みというのは、その事例に合わせた形取組みをしたところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）教育委員会のほうでも、もういろいろ、本当、先生方はお忙しいのはよく重々承知しておりますし、子どもたちの後ろには保護者もいらっしゃいますし、職場の教職員の間関係もいろいろあると思いますし、なかなか、校長先生の裁量に任されているという面があると思うんですけれども、やっぱり小さな声をしっかりと拾い上げる、そういう気持ちでやっぱり働きやすい先生方の職場環境も整えていっていただきたいので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

2番の、ハラスメント防止についての取組みについてということなんですが、行政のほうではハラスメントの防止の研修とメンタルヘルス研修を毎年実施していただいているということでございましたけれども、多分、職員課を全て窓口になっているんですが、外部の相談窓口もあるということなんですが、この外部の相談窓口は一体、具体的にどこになるのかということと、この外部の相談窓口があるんですよということを職員のほうにはどのように周知されているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどから議員もおっしゃられているように、なかなかやっぱり職員課に相談に来るとするのも難しい、できるだけ秘密にしてほしいという職員もやっぱり多ございます。

そういったところから、和歌山県市町村職員共済組合と厚生労働省の相談窓口、先ほど病院からも紹介がありましたが、これらを周

知するようにしております。和歌山県市町村職員共済組合では、窓口での相談、ウェブでの相談、Z o o mによる相談が可能となっております。

また、厚生労働省のメンタルヘルスポータルサイトの「こころの耳」では電話SNSメールによる相談も可能というふうになっております。

職員への周知につきましては、昨年8月にも「心身の健康管理の窓口相談について」というようなタイトルで文書通知をするとともに、職員のデスクネッツ等で周知するというような方法で周知しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）周知をしていただいて、窓口も外部には2箇所あるということですね。

それでは、いろいろ、これを調べるにあたって、橋本市は一体どのぐらいの全国レベル的にハラスメントに対する対応ができていのかというふうに調べさせていただきましたら、総務省の資料が出てきました。もう各自治体のどういう対応ができていのか、マル・バツ・黒マルとかいう、そういうのもう全部出てきたんですけれども、その中の総務省の調査資料の中で、第三者による紛争解決援助として、公平委員会への苦情相談が可能なの旨の通知というのがありました。

全国的に市町村レベルで見ましても、これを設置していない自治体が40.2%、実施しているという自治体が、措置済みという自治体が59.8%ありましたけれども、橋本市には実施していないというペケ印がついていたんですけれども、本市におきましては一応、地方公共団体に設置される中立的・専門的な人事機関として公平委員会というのを置いてくださっておりますけれども、その公平委員会へ

の相談の告知ということについては、今、ペケ印できていないということでございますが、これは簡単にできるのかなと思いますので、今後それはどのような措置をされるというふうにお考えがあるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）公平委員会への苦情相談の業務といいますのが、たしか平成16年にできているというふうに認識しています。これらのことがございますので、職員への周知というのは、もうすぐに対応したいというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）すぐにやってあげてください。いろんな相談窓口があるというのが大事なことだと思います。

また、その同じ資料の中で、橋本市は割とマルが多くて、ああ、頑張っていた感じなんだなというのを感じましたけれども、同じ資料の中で、公務部門における上乗せ事項の実施状況として4項目がございました。その項目の中で、本市は四つとも実施されていないという状況がございました。

本市だけに限らずたくさんあるんですけども、その中で、他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランスと、いわゆるこれアウトソーシングをしているところの職員のことなのかなというふうに私は理解したんですけども、橋本市としても、今、市民課でもやり始めていらっしゃるし、それから、今後、健康福祉部門でもアウトソーシングを取り入れるということがございますので、これらの職員に関しての対応というのも今後していかなければならないのではないかなというふうに考えておりますが、今後それはどのようにされるおつもりなののでしょうか、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今のおただしですが、議員おっしゃられたように、いわゆる外部委託したような方の労働者に対する各種ハラスメントの対応、それからカスタマーハラスメントに対する対応、また、出向等に対する職員の対応、これらのことがいわゆる公務部門における上乗せ事項の対応状況というところになってくるという認識です。

現在、壇上からの答弁でも申し上げましたが、様々なハラスメントから職員を守るという取組みは市長の強い思いでもありますので、これに向けて現在、取組みを進めているところであります。この取組みをしっかりと進めることでこれらの課題というのは解決できるようになると。ですので、現状進めておるところで認識いただければと思います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。進めていってください。お願いいたします。

次に、3番目、職員向けのアンケートの実施についてでございます。

現状を把握すべくアンケートを実施しますという、大変よいお答えを頂いたんですけども、もう本当にこのアンケート、多くの自治体でハラスメントのアンケートというのが実施されております。また、そのアンケート内容、結果というのも各自治体のホームページで公表されているところが多く見られます。

ある自治体では管理職中心に行ったアンケートの中で、議員からのパワハラ経験があるという回答が何と4割もあったという結果が公表されておりました。ちょっとびっくりしたんですが、その中でやっぱり特別職、首長、市長であるとか副市長であるとか、教育長も入るのかな、議員や市民、市民というのは顧客になるわけですのでカスタマーになるわけですが、も入れて、議員から職員、逆に職員

から議員というのものもあるかもしれません。それから、議員同士の中でのパワハラ、セクハラもあるかもしれません。対市民、顧客のも入れた設問に関して、しっかりと入れているアンケートもあるんです、市がやっているアンケートの中で。

ほとんどが議会主導でやっている、議会が主導で職員に対してのアンケートを実施しているところも結構ありましたけれども、市がやっているところも結構ありましたので、ぜひとも本市におきましても、市で今からアンケートしますというふうに書いていただいたんですが、その設問の中に特別職や対議員、それから対市民、カスタマーですね、それも入れた形の中でのアンケートというのを望むんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えします。

令和4年3月の意識調査は、議員おっしゃられたように、男女共同の観点からの部分で、かなり少ない設問でした。今回は一般職に所属する職員、これは小・中学校の教職員ですとか会計年度任用職員なども含めて考えています。それから、市長、副市長、教育長の特別職、本市議会の議員の皆さまにもできましたらご協力いただいて、アンケートは実施したいなというふうには考えております。

まだ市民に対しては、ちょっと設問の内容というのが適切になるかどうかというのが分かりませんので、カスタマーに特化したという形でやるのかというのは、また今後検討の必要があるかというふうには思っています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ぜひ特別職、議員も入れていただきたい。カスタマーに関しましては、市民向けのアンケートではなくて、職

員が市民からのカスハラを受けたことがあるのかどうかでございますので、それは入れられると思うんです。カスタマーハラスメントに特化した形のアンケートだけを取っている自治体もありますので、もう本当に、調べましたらたくさんの自治体でそのようなアンケート結果、アンケートの設問も出てきますから、その辺は調査・研究をしっかりとなさって、後発でやるわけですから、より実効性のあるアンケートをしていただけたらと思います。

アンケートを取るということは決して犯人を探すということではございません。それぞれの気づきというのを促すためのものだと思います。ハラスメントというのは自分自身がそんなつもりで言っていなかったとしても、相手にとっては「もうこれはハラスメントだね」「すごいしんどいわ」と言われてしまうと、それはもうハラスメントというふうになってしまいますので、よりよい職場環境にするためにもアンケートというのはとても重要で、私たち議員自身もアンケート結果が出ればそれは真摯に受け止めなければならないということですし、何も問題がなければそれでいいんですけれども、職員のほうからいろんな、特別な何か問題が出てきたときにはその対策をしっかりと講じていく道しるべにもなるのかなと思いますので、アンケートをしっかりと取っていただきたいという願いをいたしましたので、よろしく申し上げます。

次に、4番目、ハラスメント防止条例の制定についてでございますが、これは割と、調べましたら議員提案での条例が多くございました。しかしながら、首長提案でも条例制定をされているところも何件かございましたので、こんなのも必要かなと思って書いたんですが、令和6年3月末時点では全国で52条例ありました。52の自治体がハラスメント防止条例を制定したということです。そのうちの

議員提案は48条例ということなので、その48は議会からの提案でした。

その後、最新として令和7年1月15日に出ているんですが、何と86の自治体に増えておりました。1年間足らずで34の自治体がこのハラスメント防止条例を制定しております。86自治体で87条例が出ているんですが、一つの自治体だけ、職員向けと特別職・議員向けという二つの条例を分けて提出しているところもありました。それはいろいろあるので、ちょっとびっくりしたのは、この1年間で本当によく増えたんだなということです。

86の自治体のうちで75条例は議員提案により制定されて、首長提案は令和7年のときには12条例に増えていました。いろいろと新聞報道で取り上げられている自治体が首長提案でやっているところも多くありましたけれども、こういう事例がございましたので、参考としていただけたらと思います。

今後実施するアンケートの結果を踏まえ検討しますということですが、そのとおりだと思います。まだアンケートも何も実施していないので、実態把握をしないで条例を制定するというのは問題もございますから、アンケートを実施された上で、職員間だけでなく、その中に特別職、議員から議員、逆に職員から議員、また、カスタマーハラスメントの面もアンケートの中に盛り込んでいただいて、その中で私たち議員も何らか、議員からのもしも圧力が何かあるようなことが出てくるのであれば議会としても見過ごすわけにはいきませんので、また、そのところは議会ともご相談をしていただきながら対応していただけたらと思っています。

条例を制定したから、すぐにハラスメントがなくなるというわけではありません。毎年のハラスメントの研修、継続した研修が必要でありますし、条例を制定することによりま

して、市当局も議会もハラスメントというのは絶対に橋本市としては許さないんだという強い決意というのにつながると思うんです。

それを市の内外にしっかりと表明することで、今いる職員も救われますし、また、これから橋本市で働きたいという若い世代の職員、若い世代の方たちが橋本市で働こうかなと思っていただいて、ホームページなどを見ていただくと、しっかりとハラスメント防止の条例があるんだとか、そういう職員の勧誘の一助にもつながるのかなと思っておりますので、指針とか規程だけではなくて、しっかりと条例を制定していただくということでこれに重みを持たせて、ハラスメントを許さないという決意のほどを内外に示していただきたいというふうに私は思っておりますので、アンケートの実施を踏まえということでございましたので、それを受けてどのようになるのかを私も見守らせていただきながら、もしかしたらこの質問のパート2がそれになるかもしれませんので、またそのときはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、カスタマーハラスメントの現状と取組みなんですが、これは、東京都で令和7年4月1日より全国初のカスタマーハラスメント防止条例が施行されます。それに続きまして、北海道やそれから三重県桑名市でも同日に施行されます。このカスタマーハラスメントというのは、顧客が従業員に対して不当な要求や暴言を繰り返す行為のことでありまして、大変、今、問題になっております。

お答えの中では、断固として許さないという姿勢を表示して、ハラスメント撲滅宣言をした上で、窓口へのカスハラ防止ポスターの掲示、周知・啓発に取り組むということでございましたけれども、それだけではなくて、このカスタマーハラスメントに関しましては初期段階での適切な対応が最も重要というふ

うに言われておるんですけども、その点においては、今現在、もし答えられるようでしたら、具体的にどのような対策をするおつもりなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）初期段階での対応というところになってくるんですけども、現状やはりカスタマーハラスメントに、実際それはなるのかならないのかというところの判断ですとか、実際、市民が例えば窓口に来られたときに長時間お話しされているというところの中で、市民もカスタマーハラスメントに該当するというふうな認識がないような場合もあります。これらをしっかり、あまり細かいところまではできないと思うんですけども、こういった場合が、具体的にどういった行為がカスタマーハラスメントになるのかですとか、その場合にどういった対応をすればいいのかというのを基本指針の中にフローチャート等も併せて、今、作成しているところになっています。

それが終わりますと、相談者になるような、いわゆる管理職になってくるかと思うんですが、しっかり研修を行いまして、なおかつ、こういうものがカスタマーハラスメントになるですよというような事例が分かりやすいようなポスターを作成して窓口等に貼っていく、市民にも啓発していくというような取組みをしていく予定で、今、動いております。

また、先ほどおっしゃってくれた、答弁でも言いましたが、橋本市ハラスメント撲滅宣言については、カスハラに限らず全てのハラスメントを許さないというところで強い思いを持ちまして、しっかりと市内外に対してPRしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）早速にすぐハラスメ

ント撲滅宣言やりますということで、素早い対応を考えていただいておりますので、ありがたい限りでございますが、カスハラに關しましてはやっぱり、本当に判断基準が大事なので、それを全職員でまずは共有していただくということと、それから、やっぱり相談の対応者を決めておくということが大事だというふうに、いろいろ書いてございましたし、相談窓口をしっかりと設置するということと、管理職も含めたカスタマーハラスメント専門の研修というのも大事なというふうに思っていますし、業務に支障が起こったり、それから、やっぱりいろいろ精神を病んだりうつになったりとか、もう退職に追い込まれる方もカスタマーハラスメントにおいては大変多いというふうな資料も出ておりますし、まだこれは本当に自治体の市町村でどんなけ設置してあるのかなと調べてみましたら、まだ40%ぐらいがまだ全然設置できていないので、橋本市はいち早く撲滅宣言をしていただくと、内外にしっかりとそういうことを示していただくと、また職場での環境もよくなりますし、先ほども申し上げました、橋本市で働いてみようかなという、ホームページを調べていただく方たちからも、ああ、しっかりと対応してくれる自治体やなということも分かりますので、全てにおいてよい状況になるかなと思いますので、これから、今始まるころですが、しっかりとこの重要性を認識していただいて、アンケート、それからそのアンケート結果を踏まえた条例制定に向けて、何とか歩み出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、17番 石橋君。

〔17番（石橋英和君）登壇〕

○17番（石橋英和君）おはようございます。よろしく願いいたします。

最近のニュースでちょっと気になったのは、政府が備蓄米をいよいよ放出するようでありますね。入札を始めますということで、今月内にも政府の備蓄米が店頭へ並ぶようであります。本来は災害時の備蓄食糧として、政府はかなり大量の米を保管しとるんですが、こういう価格調整のために放出するというのは初めてのことだそうであります。

確かに高い値段でお米が売られておりますが、この高値が利益もないのに長年お米を作ってきたくれた農家の懐へ入るんだたらあんまり腹は立たんのですけども、どうもそうじゃなかったようで、昔からお米特有の流通があって、途中に問屋とかいろいろあるんですけども、どうもその段階でどこかでため込んで、値上がりを待ってというか品薄感をおおって、値上がりをして少しずつ出していけば値は下がらないということで、私はそんなふうに見えてしょうがないんですけども。

今まで政府は、じゃ、備蓄米を出しますよと何回か言ったんだけど、その段階でもう民間が持っているお米を放出してするのかと思っていたら、どうもそれをしなかって、相変わらず高値のまま推移したということで、いよいよ政府は21万トン出します、それで価格が下げられなかったらその後もっと出しますからということをお願いしましたね。

それで値段が下がってくれば家庭は助か

るし、政府のやり方は結果よかったんだろうとは思いますが、もうちょっと早くやってもよかったかなという感は持っております。ただ、どんな時代でも米を額に汗して作っている米農家にはいつになったらいい時代が来るのかなと思って、ちょっと残念ではあります。

それでは、本日の一般質問をやらせていただきます。

石橋は口を開いたら高齢者福祉ばかり言っていると思っている方がたくさんいます。確かに、近年の一般質問を振り返ってみても、ほとんどがそれであります。だからといって、本市の高齢者福祉行政が特段に立ち後れていると言いたいわけでも、山のようにある他の行政課題を捨ておいて高齢者福祉だけを進めましようと言っているわけでもありません。

現在の橋本市議会にはいろんな世代の議員がいます。これはとてもいいことであります。義務教育年齢のお子さんのいる議員から、私のように小学生の孫がいる議員まで、特定の世代に偏らない18人がオールジェネレーションで橋本市議会を構成しております。

私たち議員は、それぞれの地域の代弁者であると同時に、それぞれの世代の代弁者でもあります。よって、議員の発言はその世代に直結した生の声であります。でありまして、私は70歳を過ぎましたので、高齢者の代表として日々、高齢者福祉行政の充実を訴えております。今回も、市内のお年寄りが不満に思った事案について、しっかり抗議し、今後の改善を求めるものであります。

分かり切ったことですが、行政サービスの恩恵は全ての世代が平等に享受できるものでなければなりません。ところが、まれに当局はミスを犯します。最近のある事業はどう見ても高齢者に不利なものでありますので、本日明らかにしたいと思えます。

プレミアム付地域通貨の販売であります。

これは高齢者には購入手順が難解で、買ったけど、結局諦めたという声が多く聞かれました。

この地域通貨H a s h i - m o自体は理にかなった魅力的な事業だと思っています。現に、私はその予算通過に賛成いたしました。国を挙げてのデジタルキャッシュレス時代を追い風に、デジタルハシモは躍進していきましょうと大いに期待しております。

地域経済というものは、市中をくまなく金が飛び交って、そのお金で大量にものが動くことで維持されているものであります。預金通帳にいくら多額の残高が書いてあっても、優良銘柄の株券をどれだけ多く保有していても、それらが市中を動かなければ金ではありません。経済活性化にあと一押し的位置にいる橋本市において、プレミアムで市民の購買意欲を喚起し、市内業者の売上げを伸ばす方法は、高騰物価に苦しむ市民を助け、伸び悩んでいる売上げを押し上げる一石二鳥の政策であります。

そんなH a s h i - m oは事業として優等生であります。民間企業なら、優れた事業ならよそ見をせずにひたすら前だけ向いて進め、ありますが、自治体の仕事としてはそれでは不十分であります。自治体は手がけた事業の成果だけを競い合うものではありません。重要なのは、そのプロセスにおいて1人の市民も置き去りにしてこなかったかが問われます。民間企業のように、幾らの利益を出したから成功だったではありません。

さて、このH a s h i - m oはデジタル地域通貨と呼ぶのだそうではありますが、私たち世代には商品券と言ってくれたほうがぴんときます。そして、商品券と聞けば紙の1,000円券がまず頭に浮かびます。現金で紙の券を買い求める、この方法なら誰も買い損ねる人はいません。

例えば、「橋本市のこの商品券は1枚1,000円だけど1,200円分の買物ができる魔法の商品券です」みたいな超アナログな触れ込みで販売したら、高齢者は自分に呼びかけられている気がして窓口に列をつくったことであらうでしょう。どうしてこれでは駄目なのですか。

今まで何回も言ってきましたが、若い人たちには難なく使いこなせているデジタルツールは、多くの高齢者には使いこなせていないことをいまだに分かってもらえてなかったこと、残念でなりません。

今回のプレミアム付地域通貨の購入手順は、「あなたのスマホに専用アプリをダウンロードしてください」から始まります。最初のこの段階でもう、多くの高齢者は「私には無理だ」と購入を諦めます。「携帯を持っていればできますからやってください。やれなければ指導しますから窓口に出向いてください」という今回のやり方は、結局は高齢者に冷たい疎外感だけを残して終わったようであります。

先日の8番 田中議員がおっしゃっていたケースは、たまたま高齢者がアプリを征服できた、いいほうの例であり、いつもうまくいくとは限りません。むしろしくじるケースのほうが多い現実から目をそらしてはいけません。8番議員のような親切な人にも出会えず、わざわざ役所へ出向く気にもなれず、市が出している情報だけでやろうとしてできなかった人たち。このやり方では高齢者はついていけないかもしれないと、途中で誰か気がつかなかったのですか。

高齢者がデジタルになじまない原因の一つには、SNS上の特殊詐欺があったり、アプリのダウンロードとかインストールとかいったデジタル用語へのアレルギーもあります。確かに、その気にさえなれば高齢者にも使えなくもないかもしれませんが、「私は使えません」と言い切る人たちがいる以上、その選択

の自由は尊重しなければなりません。

そこで、市はこの拒否反応を補完しようと、アプリではなくカードによるプレミアム通貨の販売を同時運用しました。カードの運用は高齢者への配慮だったのですが、高齢者へ配慮するのなら、どうして紙券を採用しなかったのですか。

カードで楽に買いましたという声は聞いておりません。カードが使える店舗数は格段に少ないし、やはり入手から使用までの手順が厄介で買う気になれないという声があり、結局、携帯もカードもどっちもどっちで、使いにくいものを二つ並べられて、多くの高齢者は購入を諦めました。これはどう見ても当局のミスだと言わざるを得ません。行政サービスの恩恵の享受に不平等がありました。

時代は進んでいきますから、新しい手法は取り入れなければなりませんし、もう既にデジタルツールなしでは世の中は回っていかない時代であります。そんなことは分かっています。しかし、そうであっても、デジタルをフルに使いながらも、並行作業でアナログを使っただけの行政も切り捨てないでほしいのであります。当然それには余分な手間と経費がかかりますが、それらは全て必要経費であります。無駄な経費ではありません。

その必要経費をけちるのなら、橋本市が高齢者福祉を言っただけではいけません。せめてあと10年、まだまだ社会と関わって生きている昭和世代の何割かは、社会との接点の部分でアナログを必要としています。国の指導がデジタルだキャッシュレスだとか言っても、言わせておけばいいのです。どうか高齢者からアナログを奪い取らないでください。どうか最新のデジタル手法と優しいアナログ方式をその両輪として、本市の高齢者福祉行政を進めてください。

壇上からのお願いみたいな、質問みたいな、

あと答弁よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の質問、今回のプレミアム付デジタル地域通貨は購入方法が難解で多くの高齢者は買えなかったに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）今回のプレミアム付デジタル地域通貨は購入方法が難解で多くの高齢者は買えなかったについてお答えします。

プレミアム付デジタル地域通貨は、購入分にプレミアムポイントを付与して消費者の購買意欲を刺激することで、市内での消費喚起につなげ、地域経済の循環を図る目的で実施しています。

デジタル式にした背景として、まず、新型コロナウイルス感染症の蔓延時に複数回実施した「みんなで支えあい橋本市生活応援クーポン」事業での課題があります。この事業は全市民への紙クーポン券配布事業であり、目的や形態は違いますが、偽造防止対策を講じたクーポン券の印刷や配送など発行に多額の経費が必要であること、換金手間など加盟店舗の負担が大きいこと、現金と同様に厳重な管理が必要であることなどの課題がありました。

一方で、デジタル式の場合、印刷費などを含めた事務経費を消費者に還元できること、自動精算により店舗負担が大幅軽減できること、システムで通貨管理が可能なため安全性が高いことがメリットとして挙げられ、また、国としてもデジタル社会の実現を重点事業として挙げていることから、デジタル式としたところです。

しかしながら、議員おただしのおり、デジタル地域通貨導入当初より市民の方から、「スマートフォンを持っていない人が買えな

いのは不公平だ」「チャージ方法が分からないので買うのを諦めた」などの苦情は頂いています。

このことから、できるだけ多くの方にご利用いただけるよう、令和5年度の導入時には各地区公民館で市民説明会を実施し、導入後は各地区公民館でのスマホ教室や市役所窓口で説明対応を行っているところです。

また、本年度からアプリ式に加えて、プレミアム付デジタル地域通貨をはじめ、さんかくポイントや推進ポイントなど、H a s h i - M o (ハシモ) 全体で利用できるカード式のH a s h i - m o カードを追加導入し、スマートフォンをお持ちでない方にも参画いただけるようになりました。

国全体としてデジタル化が進んでいる状況であることから、今後につきましても可能な限り住民の声に耳を傾けながら、H a s h i - m o を通じてキャッシュレス決済が浸透できるよう、普及・啓発に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長(森下伸吾君) 17番 石橋君、再質問ありますか。

17番 石橋君。

○17番(石橋英和君) 今の答弁を聞かせていただいて、デジタルを採用した理由としては、そういう紙印刷でやると経費がかさむんです。その他、手間も、あと、店舗からそれを回収して現金化、支払いする段にもそれなりの手間がかかる、結構経費がかかるので差し控えた。それと、国の指導としてデジタルでキャッシュレスでという指導もあるからという答弁ですね、主に。

それと併せて言っていたのは、スマホを持たない人、高齢者が使いこなせない人が使えなくて困るという苦情も聞きながらだったのですという、主にそういうふうな内容

だったと今の答弁を聞かせていただいたんですけど、そのとおりで、両方経費がかかるのも困るのもよく分かるし、かといって、これを切り捨てたら、高齢者はもうここから先ずっとそういうのはもう放つとかれるのかという、それもよくないなという気がしながら聞いていたんです。

これは全市民、全世代に提供する政策ですよ。特定の、子ども、給食費無料化だったらそこをターゲットにとかピンポイントで展開する政策ではなくて、もう市民の皆さん全部という扱いだったら、やっぱり市民の皆さん全部が使えることを、使いやすいことをやっぱり基準に置いておかないと、あまりにもその使いやすさに差があると、それはやっぱり市民全体に政策を提供しているとは言えないと思うんです。

私も、だから、いっぱい耳に入ってきたから、「こんなもん、携帯なんでもともと使うのは嫌いで、携帯というのは電話では使うけど、それ以外はもう使わないことに決めているし、それで何かダウンロードしてどうだこうだと言われたって、私はもうはなから聞かないんだ」と言う人が、「みんなは2割のプレミアムがついて、私もやりたいけど、こんなもん無理だよ」という話が耳に、そちらにもいっぱい入ってきているんでしょうけど。

ほんで、だから、「紙で買えたら僕は買いに行くんだけど、それがなかったから結局買わなかった」という声に対して、何とかしてあげんといかんというのが今回の出発点で、それで、どうなのかな。

これ13番議員が出してくれたのね、映像で。そのパクリです。その中に、紙でプレミアム商品券を出していたのがたまたま見つかったので、ちょっと彼に確かめさせてもらったので、「うん、これ紙でやってるわ」ということで、東京都板橋区が紙の商品券を出している。

岩手県盛岡市も紙でやっている。これ二つだけで、ほかは僕調べてないし、ここへ連絡を取る暇もなかったの、どういう理由で紙にしたのかという辺りは確認はしていないんですけども、でも、紙でやったことは間違いのないみたいですよ。

でも、東京都なんてこんな大都会のデジタルが中心で動いている都会があえて紙にしているというのは、私の推測だけど、やっぱり高齢者なりに配慮をした上で、経費をかけて紙を採用したんじゃないかなと推測しているんです。

絶対、経費はかかります。だって、今の主流がデジタルだから、当然このH a s h i - m oはデジタルで進めていくべきだと私も思っています。それで経費がまずかかって、その後、追加で紙のをやるとなったら、もう二重な経費がかかって、それはもう大変だという現実には確かにあるんです。あるとしても、高齢者に寄り添った高齢者福祉を橋本市は実践していくんだというのであれば、その経費はしょうがないじゃないですか、必要経費じゃないですか、やっぱり。

それを経費がかかるからうちはできませんと言え、高齢者福祉と言っているけど、そのお題目だけで、実際はどこかでやっぱり切り捨てているんじゃないですかと言われてしまっても、これはしょうがないかなという。

だから、限りある予算だから、どこかを節約して、どこかに回さないかんのだけでも、たまたまこのH a s h i - m oで私は言わせてもらいましたが、デジタルかアナログかという問題はこれに限らず、行政施策、ほかにもいっぱいこれが出てくると思います。

それ、デジタルかアナログかといえば、今、活躍中の若い人たちなのか一線を引いた高齢者なのかという問題とイコールになる部分が多いんですよ、やっぱり。アナログでまだ

人生、社会と交わっていくだろうなという人が必ず、私ざっとの計算であと10年ぐらいはなくてやらないでくださいとさっき言ったんだけど、その数字がどうかは分らんけど、でも、最低10年ぐらいは、それやめちゃうと、その人たち社会との接点が非常に持ちにくくなる。

だから、このアナログかデジタルかという問題は、活躍世代か高齢者かの問題になってくるので、だから、全部アナログを切らないでくださいというお願いがしたかったわけで、経費はかかってでもそれは必要だという認識でお願いできませんかという趣旨の発言なんです。だから、それを踏まえてどうですか、何らかの答弁を頂けませんか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）これは高齢者施策でやっているわけではないんです。これはあくまで経済対策でやっています。高齢者施策でやるとなれば、橋本市の65歳以上の皆さんに平等に行き渡るようにするような施策であればできるかなと。コロナ時代のように、そういう全市民を対象にした分であれば可能かなと思いますけど、これはあくまで経済対策という部分で、全市民に行き渡るとは予算措置はしていません。

それやったら、令和6年度、2万円までいけるとなると、全市民にやると思ったら、12億円以上の予算を組まんとでけへんわけですよ。そこまでは全然予算は組めていませんし、そこまで行くとかなり莫大が費用がかかりますし、できるだけ、国も今、問題になっているように、多くの事業をするのに経費がかかり過ぎていくという問題があって、これは会計検査院からでも無駄な経費ちゃうんかという話も出ています。

その中で、できるだけその経費を市民の人にお渡しできるように、このH a s h i - m

○というのが1人でも多くの皆さんにそういう経費の分をお渡しできるというところを私たちは主眼に置いています。

私も前回発行したとき、サロンとかいろんなところへ行っているいろいろ言われましたけど、でも、やっぱりきちっと説明もしましたし、これからはデジタル化の時代になってくるので、これから何でもスマホでできる時代になってくるので、一緒に公民館へ行って勉強してもらったり、市役所へ来てくれたらちゃんと職員が教えますよという話もさせてもらっています。

これは高齢者を切り捨てているのではなくて、経済対策として、地域の商店の人が少しでも収入が上がるように、物価高騰で苦しんでいるところを助けられるようにするというのが大きな主眼点になっています。

確かに、それはいろいろ問題あると思います。だから、今回はカードを導入して、高齢者の人にも使ってくださいねというふうなこともしています。ただ、店舗が少ないことも事実です、やってくれるところが。そうなるもまた費用がかかるというところもありますので、決して高齢者を切り捨てているわけではなくて、これはあくまで経済対策やと。コロナのときのように、お金が入ってきて全市民に行き渡るようにするときにはまた両方やらなアカンのかなとは思いますが、今はあくまでも物価高騰で苦しんでいる、商売やっている方に対しての支援であると。

これは市民の人にも支援をしていただいているということなので、やっぱり1万円買って1万2,000円になりますけど、市で見ているのはあくまで2,000円分で、1万円は市民の人に出してもらっているというようなプレミアム商品券なので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）市長のおっしゃるのも、それはよく分かるんですけども、でも、市内の店舗側というか産業側に元気をつけたかった、売上げを上げてほしかった、そのための重きを置いた政策であるからと。でも、店舗側とそれを買う市民側、両方でやっぱり成り立つわけですよ。買う側がなければ店舗の売上げなんて上がりっこないんだから。だから、店舗で売上げをしようとしている店舗側、H a s h i - m o を買おうとする市民側、その二つで成立するもので。

店舗側がとにかくちょっとでも売上げが上がってほしいんだという、こっちに主力を置いたからという政策であってでも、買う側が、やっぱりそういう商品券を売るんだったら、みんなに買えるようにしてほしいかという、その気持ちも大事だと私は思うんです。経済面優先でやった政策やから、こっちはちょっと不具合があっても我慢してくれよと、それは市民にはちょっと酷な話じゃないかなと私個人は受け止めるんです。

だから、カードも、アプリを使わない人がいるのは皆さんご存じで、それは当然おるだろうと分かった上で進めていることなので、それで今、市長おっしゃったように、勉強会も開いて、世の中はそういうデジタルの時代が変わっていくから、1人でもデジタル社会に参加できるようにということも進めている。それも大事で、だんだんだんだんそのようにはなっていくだろうと思うし、そうやっていくのは非常にいいことだとは思いますが、でも、どうしてもそこで置き去りになる人、私はアプリ嫌いだという人がおりますから、だから、その人たちが今回、不平の声が上がったことから始まったんですけども、経済側を優先したかったから、こっちはちょっとそういうことは我慢してほしいというのは、ちょっと私は首をかしげてしまうんです。

せっかくやるんだったら、だって、カードをやるうとしたんだったら、それに何ぼかの経費、手間がかかったんだったら、それより高くはつくんだらうけど、高くはついてでも紙の商品券を一緒にやってあげてくれたら、アプリ使えないのと同様なく誰もが買えるんです。買えるし、もっと売上げが最初から私は伸びたんじゃないかなと想像するんです。どうも使いにくかったから最初の出だしが割とゆっくりしているなみたいな。

ちょっと話が変わるんですけど、万博の入場券の予約が売れていないというのも、批判の一つに、全部アプリでやっているから買にくいというのをちょいちょい聞きますけども、それはうちがやっている万博じゃないんだから関係ないけども、でも、やっぱりまだ今の世の中、そういうデジタルだけで走ったら、どこかでやっぱりちょっと補完できない部分があるんだなという証明の一つだと私は見ているんです。

だから、橋本市もそのところ、市長、経済面を考えてやったことだからしょうがないというのは、もうちょっと配慮はしてほしいかなという気があるんです。どうですか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）先ほども申しましたように、もともと全ての市民の方に行き渡るH a s h i - m o じゃないんです、今回は。あくまで経済対策ということでやっている部分でありますし、全ての市民の方を買ってもらえるほどの予算措置はしていないんです。

その中で、じゃ、幾ら紙を刷るのとか、そういうまた経費が、これが市内業者でまだ印刷会社があって市内業者にお金が入るのであればええけど、残念ながら橋本市にはその印刷技術を持ったところがないんです。他市へ持っていかなあかん。そこは逆に他市にお金が入ってしまう。

ということになれば、やっぱりできるだけ同じまちの中で完結をしていくほうがいいのかなとは思いますが、先ほども言いましたように、じゃ、全ての橋本市民の方にH a s h i - m o をお渡しするようにするのであれば、コロナ禍のようなやり方をするのであれば、それはできると思いますけど、今回は限られた予算の中で、できるだけ経費も抑えて、多くの市民の皆さんにその経費の部分を恩恵を受けてもらえるように進めている施策なんです。

例えば、高齢者で、じゃ、65歳以上の人に1万円を配りましょうというのであれば、これは現金で払ったほうがはるかにコスト的には安くつきますし、今回は全市民、子どもたちでもひよっとしたらこれの恩恵を、スマホ持つとるけど恩恵を受けることはない市民の人もいてるわけです。限られた金額の中で予算措置をして、買いたいという人の希望をかなえていくという部分では、そこはもう条件的には、全ての人に満足してもらえるようなことはコロナ補助金のような状況にしない限り、それはできません。

かといって、うちも18億円もかけて、次は3万円なので、18億円もかけてやるほど、ちょっと、かえって経費も上がってきますし大変なので、これはあくまで限られた予算の中で買っていただくということになります。市民の全ての人に2,000円を渡すのであれば別ですけども、そうではないので。

例えばもう高齢者施策で、また臨時交付金等が入ってきたときに、じゃ、高齢者に1万円ずつ配りましょうということになれば、そういうことはできますけども、これはあくまで市民全体のことなので、高齢者だけを差別している、区別しているということではないんです。限られた予算の中で、できるだけ多くの人に買ってもらいたいということなので、

そこはもう理解していただかないと、全て高齢者がということでもないと思いますし、高齢者の施策の中でもし予算が必要なところがあるのであれば考えていきたいとは思いますが。

そこはもうご理解いただかんと、今度、令和7年度予算を審議していただきますけど、それでいくと18億円もうようせんなどというようなことになると思うんです。やっぱりこれはプレミアム商品券で出す以上、全ての方に満足していただける施策ではない、これはあくまで経済対策であるというご理解をしていただかないと、全てやるとなると橋本市民の皆さん全員に配るような方法を今度考えないといけなくなってくるので、その辺はご理解いただきたいと思えますし、私達も1回目の反省を踏まえてカードを導入して、より多くの人に使ってもらえるような工夫をしています。そこはご理解いただきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）全ての人にやろうとしたらもっと莫大な資金が要るからと、それは確かにそうだと思います。だから、今回も予算額まで達したらもうここで打切りに当然せざるを得んことであって、あの規模の予算で止めなきゃならんというのは、もうこれはスタート時点から分かっていたことで、だから、あの時点で止めるとして、少なくとも1万円買えば2,000円そのプレミアムを手にするわけで、それを欲しいと思った人の、それが市民全員じゃない、この予算額の範囲内で欲しいと思った人のある意味奪い合いのような格好になるにしても、それだけ、2,000円もらえることは誰かってほしいと思う人がいっぱいいるわけで、その範囲の中で買いやすかった人と買えなかった人とあったんですよというのが。

でも、その小さい予算で紙で印刷して、そんなところへ経費を使っていたら、もうとて

も賄い切れない政策だったと言え、確かにそうだったんだなという気はいたします。

じゃ、それはそれで説明を聞かせていただいたとして、私がもう一つ提案した、今後、橋本市のいろいろ打っていく政策において、世の中はデジタルの時代でだんだんそうなっていくし、なっていくなあかんし、だけど、でも、この商品券の問題以外に、政策で、アナログも残していけばまだまだ社会と接点を持てる世代というのが、それは一つかみだけど、おるんですよ。その人たちのためにアナログも残しながら行政を進めていってもらえませんかという要望に対しては、どんなふうに答弁いただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）私は全てデジタル化で行政サービスが完結するとは思っていません。今、窓口業務の委託を進めているのも、ここで余剰人員が出てきたら、もっと市民との対応をしやすくする。福祉の中でも本当は相談窓口をつくっていききたいと思っています。でも、それはアナログなので、ただ、職員の確保もしていかなあかんということで、デジタルでやれることはデジタルでやります。証明書の発行とか、もうわざわざ市役所まで来てもらわなくても、コンビニで取れますよとか携帯でできますよということはデジタル化していきますけど、一方で、相談とか福祉の問題でやっぱり対面でやらなあかんことは対面でやっていくということになります。

全部デジタルにできたらロボット入れやなあかんようになってしまうので、そんなことはとてもじゃないからできないので、ただ、これからの時代というのは、逆に対面でできる、相談できる体制をより強固にしていくか、人員をうまく振り分けていくかということが大事で、デジタルのところでは終わった職員は他のところへ移ってもらうとか、そうやって

市民との関わりを深くしていくというのがこれからの時代で、デジタルとアナログをどううまく活用して、それに対する職員配置をどうしていくかということも考えて、より市民サービスが向上できるように、それが大事なことなので、決してアナログがなくなるという時代は来ないと思います。

やっぱり、職員が市民と対話をしながら問題を解決していくというところは絶対に必要なもので、そこはもう間違いなくデジタルだけの世界にはならないと思いますし、橋本市としてもアナログの部分は必要なところは残していくというように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）そうですね。対話もちろん、もう一番メインは対話もアナログでありますから、対話は絶対なくさない、それはありがたいことでもありますけども、それ以外にも、ツールの部分でどっち使うのと言ったときに、これ紙で送ろうか、もうデジタルで送ろうかというような選択もあったりもするでしょうし。

そんな部分において、私たまたま、もう高齢者の代弁役を議員としてやろうと決めているので、高齢者の立場の発言ばかりにもうなっているのは自分でも分かっているんですけども、それが私の仕事だと思っているからお聞きいただきたいんですけども、とにかく高齢者としたら、デジタルで来られるともう勘弁してとなるから、アナログで来られたら助かるんですという高齢者のことを考えながらお願いしたい。

だから、対話において、いくらでも説明するよと、それもありがたいんですけども、行政でいろいろなツールを使う、市民宛てに、それが便利だし安くつくし、だから、オールデジタルでとらないように、やっぱり高齢者

が理解できるような格好でのツール選択もお願いしたいということなんです。

部長、首を振って聞いてくれているのはうれしいけど、何か一言頂けるか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどから市長もご答弁させていただいておりますとおり、決して全てをデジタル化して、もうアナログは残さないよという意味ではございません。必要な部分については当然残していきましますし、デジタル化は当然利便性が進むというふうに認識していますので、使える方についてはしっかり使ってもらおう。

使いたいよと思ってくれているご高齢者、それから、使えない若年の方もいらっしゃるかと思います。そういう方には公民館等で、今回のプレミアム付デジタル商品券についても、4月中頃から説明会というのを政策サイドと経済サイドで公民館等を通じて実施するような予定で進めています。そういうような方についても、できるだけそういうところに参加いただいて、デジタルで使えないというところもあるかもしれませんが、この時代の流れといいますか、というところにも乗っていただければなという気持ちがございますので、ご理解いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）それで次の話になるんですけども、これまた来期もやられる計画でおられるんですね。このプレミアム付デジタル地域通貨は今回で終わるわけじゃなくて、次もやろうというお考えで。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今回につきましては国の補助金等を活用した事業となっています。来期以降については財政状況も踏まえながらというところにはなりますが、基本

的にH a s h i - m oの活用というのはやっていきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）それで、もし来期もやるとして、2割だかプレミアムをつけた商品券のようなものもやろうとしたら、デジタルと紙券も同時に運用するかどうかを、答えられる範囲でしかしゃあないですね、そんな将来のことを今言えと言うたって。

でも、絶対、今と同じことをやっても、そんなに1年でみんなデジタルに練習を積んでできるようにはならんから、絶対積み残しとか、「俺やりたかったのに、やられへんかった」という人は必ずあることは事実なんです、これは。だから、そんなことも含めて、次やるとしたらどうでしょうか、言える範囲で。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）もう先ほどから答弁していますように、ほんまに市民一人ひとりに例えば配るんでしたらそういう選択肢はあるかなと思いますけども、限られた予算の中でやるようになれば、紙という選択肢はありません。少しでもそういうデジタルに慣れていただく、そのために公民館でいろいろスマホの教室を開いて、役所の中へも来ていただく人もおりますし、そういうふうにやっっていく中で、もう紙をやるとまたそれが逆方向へ行ってしまう可能性もありますので。

例えば、臨時交付金が出てきて全市民を対象にしないというような施策のときは考えられますけど、限られた予算の中で、予算も小さくて全市民が対象にならん場合は紙は作りません。それだったら、その作る経費を市民に還元するほうがよっぽど効率的な予算の使い方になると思いますので、もう紙に戻るといことは、よっぽどのことがない限りないと思います。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）分かりました。いろいろと私に言ってきた人たちがおりますが、私も何らかの返事を伝えなきゃいけないので、皆さん、これからやっぱりもう紙の時代というのはなくなっていくから、しっかりデジタルを使えるように勉強していこうよと、そのように言うようにします。しょうがないですね。

終わります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、18番 中本君。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君）あと2人となりました。もう少しお付き合いのほどお願いしたいと思います。

私も今年77歳になります。喜寿。しかし、気持ちはいつまでたっても若く、明るく、元気にいきたいなと思いますので、お付き合いのほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は1項目で、橋本市の公園について質問したいと思います。

日曜日、祭日の公園は多くの皆さんでにぎわっています。特に杉村公園やすらぎ広場、名古屋児童公園は、日曜日、祭日は駐車場は満車で車が止められない状況です。特に杉村公園やすらぎ広場には河内長野市からも見えていただいています。

私も河内長野市の保護者の方とお話をする

機会がありまして、「どうして河内長野市にもたくさんの公園がありますのに橋本市まで来てくれるんですか」と聞いたところ、「橋本市の公園はきれいだ」ということです。また、あやの台の保護者の方にも聞きますと、ふわふわドームがあり、子どもが行きたがるということでした。

しかし、市内の公園の中には使用できない遊具もあると聞いています。当局はこのような公園をどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の質問、橋本市の公園に対する答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）橋本市の公園についてお答えします。

議員おただしの、使用できない遊具に関しては、令和5年度に市内の公園にある遊具について専門業者による点検を実施したところ、一部の遊具において、これまでの日常点検では確認できなかった安全基準不足や劣化が判明し、使用不可となった遊具については利用者の安全確保のため使用禁止措置の対応を行いました。

具体的には、366基の遊具のうち105基の遊具が使用禁止となりましたが、本年度で64基の修繕及び撤去を実施しました。残りの遊具41基につきましては修繕ができないため撤去を考えており、令和7年度に予定しています。

これからも公園利用者の安全安心に努めたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君、再質問ありますか。

18番 中本君。

○18番（中本正人君）それでは、再質問させ

ていただきます。

昨年度に366基の遊具を点検し、105基の遊具が使用禁止となったと思います。どれくらいの公園を対象として調査したのか、また、その内訳をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）昨年調査した公園の数ですけど、全体で89箇所の公園を調査いたしました。その内訳としましては、都市公園51箇所で228基の遊具のうち39基の遊具を使用禁止といたしました。また、ちびっこ広場では38箇所の138遊具のうち66基の遊具を使用禁止といたしました。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。ただ今の答弁で、全体で89箇所の公園を調査したということ、そして、内訳としましては、都市公園で39基の遊具の使用禁止、ちびっこ広場におきましては66基の遊具が使用禁止になったということですね。分かりました。

次にお伺いしたいのは、現在、修繕が困難で使用禁止となっている遊具がある公園数は幾らあるのか、お伺いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）お答えします。

現在、使用禁止となっている遊具があるちびっこ広場の数ですけど、25箇所で41基の遊具を使用禁止としております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）25箇所で41基の遊具が使用禁止ということですね。分かりました。

次にお伺いしたいのは、修繕困難な遊具、また、老朽化した公園について、今後、市の対応はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）修繕困難な遊具は、

答弁にもありましたように撤去したいと考えております。

また、老朽化した公園については、設置後30年を超えているものもあり、遊具の修繕等が今後も必要となってくるのを感じております。特にちびっこ広場については、少子化や公園等の必要性にも変化が生じ、廃止や統合について検討が必要と考えております。一方で、利用者は減っているものの施設維持を望む声も多くあり、廃止となると理解を得るためには時間を要すると考えています。

今後についても適切な維持管理を行いながら、必要性に応じて遊具の更新・修繕など、地域の皆さまの協力や意見を聞きながら、市民の皆さまが憩える、集える公園、広場について検討していきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

まず確認したいことは、ただ今の答弁で、撤去するということですね。撤去するということは、撤去することはいいんですけども、新たに遊具を設置するというふうに考えていいのかどうか、それをお伺いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）都市公園とちびっこ広場とあるんですが、ちびっこ広場の遊具については非常に老朽しているというところで撤去を進めておるんですが、基本的にはちびっこ広場の遊具を減らしていきたいという考えの下で、地元の皆さまと協議しながら、撤去についても今後進めていきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）じゃ、撤去した後はもう設置しないということでもいいんですね。

次に、二点目としてお伺いしたいのは、ちびっこ広場については廃止や統合等についても検討が必要と考えているということですか

ども、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今までもちびっこ広場の廃止を幾つかしてきておるんですが、場所によっては非常に利用数の少ないようなちびっこ広場も市内に幾つかあります。

全体で今、ちびっこ広場が42箇所あるんですが、所によったら、遊具の置いてある箇所ですのうち三十数箇所のちびっこ広場は遊具を置いとるんですが、場所によっては使われていないような、使われる頻度が少ないようなちびっこ広場もございますので、そういうところは地元の方と協議しながら、ちびっこ広場の廃止も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）分かりました。

それでは、次にお伺いしたいのは、杉村公園のやすらぎ広場、本当に日曜日なんかは駐車場がいっぱいで止められないというぐらい人気のある公園ですけども、そこで私は、杉村公園やすらぎ広場の駐車場が狭いので、駐車場の拡大、拡張についてはどのように考えているのか、拡張してはどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）駐車場の拡張についてのご質問ですが、杉村公園やすらぎ広場のところには第1駐車場がありまして、第1駐車場につきましては、休日の天気のよい日などは混雑する状況にあることは認識しております。

しかしながら、拡張する用地の問題等などがありますので、現在のところ拡張計画はございません。混雑している場合は、第2、第3駐車場を利用していきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ただ今の答弁で、拡張する計画はないということですよ。これを聞いて、もうあとの質問しても駄目かなと思いますけども、これ今の答弁で、第2、第3駐車場を利用してほしいということですけども、第1駐車場から第2、第3駐車場までかなりの距離がありますよ。私もその道をいっぺん歩いてみました。大人ですし男ですから、別に歩くのは苦にはなりません。しかし、公園に行かれる人といえば若い親子、お母さんと子どもということで、あの杉村公園の中を歩きながら、果たして行ってくれるかな。

これは普通考えれば、お母さんだけならまだしも小さな子どもがいてるんですよ。そういう中で、あの杉村公園の中を歩いていけるかなというのは、とても私は無理じゃないかなと思いますけども、どう思われますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議員おただしのよう、第2、第3駐車場から杉村やすらぎ広場へは高低差もありまして、小さいお子さん連れとか高齢者の方は大変なところもあると感じております。

利用者の方には、ライブカメラを2台設置しておりまして、利用状況を確認していただける状況になっておりますので、そういう状況を確認した上で来園していただきたいのと、送迎による来園とかも併せて検討していただければと考えております。

一方で、第2、第3駐車場を利用する方につきましては、杉村公園内の遊具や四季折々の風景を楽しみながら、散策も交えて来ていただければと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）しんどいですね。親御さんで荷物持っていけるかな。僕は大変だなと思うんですけど。

そういう中で、今説明のあった、ライブカメラを利用してとか、そんなカメラを見てまで公園に行きますか。普通考えられないと思いますけど。公園へ行くということは、子どもが遊びに行きたいということですよ。杉村公園の自然を、四季折々の景色を見に行きたくて行くんじゃないんですよ。

あの第1駐車場に車が止められないから、杉村公園に駐車して、そこから歩いて行くということですよ。私はその辺はおかしい、どう考えているのかなと思うんですけど、その辺どう考えますか、その辺について。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ユーチューブでライブカメラで混雑状況が分かるようになっております。ユーチューブの閲覧数も折々確認するんですが、たくさんの方がご覧になっておられるというのも分かっておりますし、どうでしょう、市内、やすらぎ広場以外でも公園もごさいますので、混雑の場合は別の公園とかも利用していただければと思っております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）結局、杉村公園は本当に市民の皆さんから、子どもから人気のある公園です。これは我々にとってもうれしいことだと思っております。しかし、これ、どうして人気があるんですか。と思いませんか。

それはふわふわドームがあるからです。私も何回となく見に行きました。そうしたら、子どもがふわふわドームに乗って、きゃあきゃあ言いながら飛んだり跳ねたりこけたり、それが楽しくて行っているんだと僕は思うんです。

ということは、ふわふわドームがあるということは、橋本市は高野口町の名古曾児童公園にもふわふわドームがありますわね。しかし、本市と人口が同じぐらいの紀の川市では

1台もありません、ふわふわドームが。そして、河内長野市、10万人はちょっと切りましたけども、の人口で、山林公園も入れますと260箇所公園があります。そこでもふわふわドームは設置はありません。

しかし、私が聞いたところでは河内長野市もふわふわドームについては検討する余地があるということで、近々というんですか、近い将来設置してくるだろうなと思いますけども、そういう環境です。そういう意味で私は橋本市の公園はすばらしいなど、自信を持てるんだと思います。

だからこそ、河内長野市からでも、また、あやの台ですか、遠いところからでも来てくれるということ。これはやはり自信を持っていただきたいと思いますし、これからもまた次の、第3のふわふわドーム設置の公園もできればいいのになということを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にお伺ひします。

あやの台中央公園の駐車場を拡張してはどうですかという意見ですけども、私はあやの台の駐車場を見に行きました。ちょうど住宅の一番奥にありまして、それはきれいな公園です。広々とした広場があつて。しかし、残念なことに座るところがない。遊具一つない。何ともったいないなということを感じました。

すばらしい公園。それだけに遊具の設置、そして駐車場の拡張についてぜひともお願ひしたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）あやの台中央公園の駐車場の拡張と遊具の設置というご質問でございますが、あやの台中央公園は主に近隣に居住する方の利用を目的とした公園となっております。

あやの台がまち開きを行った当時のコンセ

プトとしては、緑を多く残した、ゆとりのあるまちをめざして、あやの台が計画されております。公園を結び、歩行者が散策できる緑道の確保や住民の憩いの場となるような公園整備計画がなされました。

このようなコンセプトを念頭に、あやの台中央公園は、地域住民間の交流や親睦を、季節感あふれた空間の中で実現できる休息、散策などを用いた雰囲気のレクリエーションの施設として計画されております。現在の利用方法としても、居住空間から緑道を散策しながらあやの台中央公園を訪れる中で、暮らしに密着した自然環境を感じていただけるような公園となっております。

今後につきましては、整備当時のコンセプトというのを守っていきたくと考えております。また、近隣にある認定こども園の運動会や地元のイベント等にあやの台中央公園を利用していただいておりますので、そういった際には、近隣の市有地の開放をして駐車場として利用していただいております。

遊具を設置した場合、運動会やイベントの実施が困難になったり居住スペースへの騒音問題などが発生することも考えられます。これらのことから遊具の設置の予定はございません。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）ただ今、答弁していただきましたけども、私もこの質問をするにあたって、天気の良い日曜日なんかは何回となくあやの台に見に行かせてもらいました。しかし、一度となく人影がある姿は見たことがない。何ともったいないなと思うし、しかし、あれだけのすばらしい広場、公園でありながら、一度もないですよ、人影というのは。

これ、どう思われます。そんな、今、答弁されたような、そんなイベント等のできるようなあれがあるんですか。イベントなんかで

も年に何回するんですか。その辺をいっぺんお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）あやの台中央公園というのは、先ほども申しましたとおり、遠くから来ていただける人を対象ではなく、近隣に居住されておられる方が緑道を通して散策したりというようなところで利用していただくような公園のコンセプトというところで、一度も利用されておるところを見られたことがないということですが、私も何回か行くんですが、そのときには散策されている方や公園内で遊んでいる子どもたちも見たことがございますし、憩える場として利用していただいているように感じております。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）部長が行かれたときはおられましたか。私も本当に、まあそれは、おってくれるのはいいんですよ。私もこの質問をするのに本当、四、五回は見に、天気の良い日曜日に行きましたけど、本当に一度もないんです。ああ、もったいないなと思って。

というのも、あの公園には駐車場というのがあります。しかし、6台しか止められません。その横に駐輪場、10台ぐらい置けるかな、あります。しかし、あれだけのすばらしい公園でありながら、駐車場は6台しか止められない。私は考えられない。もったいない。

そこへ、先ほども言いましたように、遊具がない。だから、地元の方は、地域の方は、杉村公園まで来るのと違うんでしょうか。その辺を私は考えてほしいんです。

ですから、あれぐらいの立派な、広い、広々とした公園があるにもかかわらず、駐車場は車は6台しか止められない、遊具が一つもないということ自体、私はおかしいなと思うし、ぜひとも私は駐車場の拡張と、そして遊具の設置について、つけてくれたらなど。そうし

たら、わざわざ地元の方は遠い杉村公園まで行かなくてもいいということです。その辺、もう一度お伺いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）駐車場については、何回も言わせていただきますが、遠くから来る方を対象とした公園ではなく、近隣の方の利用を目的としたというところもございますし、イベント等、運動会等があるときは道を挟んだ西側に緑地ができて、そこで駐車スペースもたくさん止められるようなところがございます。そういう必要などにはそこを開放して止めていただけるようなことも考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）確かに、今、部長が言われたように、言われることは分からなくてもいいんですけど、あれだけの公園がありながら、もったいないなと、私はそう思うんです。

そういう中で、先ほども言ったように、イベントとか運動会等もするとは思いますが、そんなの年に数回でしょう。まして、あの広々とした広場で、わあわあ、仮に運動会していても、周囲の住居にはそんなに聞こえないと思います。

そやから、あの地域も広いです。ぜひとも私は、せめて駐車場の拡張、何回も言いますが、6台しか止められない駐車場。それは歩いて来れるといえれば歩いて来れます。けど、広いですよ、あの地域も。

そして、遊具の設置いうのはせんでいいと。私はしてほしい。というのは、市内に小学校で現在14校あるのかな、小学校が。その中で一番児童数が多いのはあやの台小学校です。そこにあれだけの公園がありながら行かれない。そして、親御さんなんかは杉村公園まで行かれるということ。どう思われます。これ

おかしいと思いませんか。

もし近くにあれば、わざわざあやの台から杉村公園まで行く必要はないと考えたときに、私は、何回も言いますけども、やはり駐車場拡張と遊具を設置してほしいということを思うんです。

これ以上もう部長に言っても最終的な答えは出ないと思いますよね。ということは、今、市長ともちょっと目が合いましたけども、最後はやはり市長の理解のある答弁を頂けるんじゃないのかなというふうに感じておるんですけども、最後に一言、市長、どう思われますか。お願いします。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えします。

確かに土地は広いですし、というのはあるんですけど、あやの台がまち開きしたときの公園の条件というのは、地元の人たちの間で協定みたいなものがあるはずなんです。あやの台区自治会の方もよく市長室に来てくれるんですけど、あやの台でイベントをするというのは年二、三回やってくれています。

やっぱり向こうはそれほど遊具に関しては言われていませんので、そしてまた、不法投棄が増えてくるという話もあってちょっと防犯カメラもつけさせたんですけども、やっぱりごみの問題、外から来たときのごみの問題をどうするのかとか、実際、自治会といっぺん話し合わないと、ここが広いから公園造れという話はなかなか難しいなと思っています。

今、杉村公園でも違う問題が出てきています。真夏にあそこで遊ぶ人がおれへんようになってきているという事実もあって、今、子育て世代の方と話をしたり、いろいろ話すると、逆に室内で遊べるところを作ってくださいよということで、今、保健福祉センターの2階とか文化会館の3階とかというのを開放

しながら、もっと公民館も若い人に使ってくださいよという。

夏場、杉村公園はがらがらなんです。遊具が熱なり過ぎて遊べないというようなところで、子育て世代から今いろんな意見を頂いていて、今、何かできへんかなということで、できるだけ高齢者に開放せよと言うとった、17番議員かな、以前質問を頂いたと思うんですけども、子どももどこか公共施設を夏場は開放してくれという話も頂いています。

そういうところもありますし、ただ、三石台だったら商店を作らないという、そういうような協定があって、だから、あそこになかなかコンビニとかでけへんのですけど、まち開きしたときにその辺の、先ほど部長が説明していましたが、そういう遊具を置くなとかというようなことがあるのであれば、うちとしては手出しがしにくいな、公園を増やすというようなことにはなかなか難しいなというふうにも思っています、逆に、私らはちょっともう公園を減らしていった管理コストを減らして、その減らした分で遊具を設置していくような、いいものを入れていくような、ちょっとやっぱりスクラップ・アンド・ビルドをやらないと、もうコストばかり膨れ上がっていくというところもあります。

そういうことも含めて、今後、都市公園の在り方というのも一度、再度検討して、本当にほかにふわふわドームが作られへんのかとかというのも議論した上で整備をしていかないと、コストばかり増えていっているのも現実なんです。

ちびっこ広場でも、子どもがいてないのにちびっこ広場というのを管理してもらっているというところもあって、そこには5万円出しているとか、やっぱりその辺の要らないところを減らして、浮かしたお金を公園整備に使っていくというふうな形に変えていきたい

なというふうにも思っていますし、杉村公園の駐車場の話もありましたけど、もともと杉村さんの資産を寄附してもらったところなので、やっぱり用地がなかなか難しいという、確保が難しいというところもあります。

ただ、中本議員が言われるように、大きな課題かなというふうにも思っていますので、ちょっと今、遊具を置けという話は言われても、やっぱり地元自治会との関係性もありますので、その辺も含めて今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君。

○18番（中本正人君）今、市長から聞いたように、そういう細かい話を私は知らないものですから、ただ、あやの台公園を見たときに、これだけのすばらしい公園がありながら座るところ一つない、遊具もないと。もったいなというので、私、今回のこの質問になったんですけども、そういう話合いになっているのであれば、それはもう仕方ないことだと思います。

ただ、そういう中で、やはり子どもたちが元気に明るく、生き生きと成長してもらうために、やはり公園が必要じゃないのかなというふうに思いますし、ただ、今日びの子は本当に外に出て遊ぶということは確かに少ないですよ。我々の年代は、もちろん時代が違いますのは、学校から帰れば宿題する前に外へ遊びに行ったものですけども、今の子どもは本当に家へ帰れば、学校が終わって帰れば家の中から出ない。中にはゲームをする子どもも多いとかということも聞きますけども、外で遊ぶということも、これも少ないように感じます。

それだけにやはり、健康のためにもやはり外で遊んで、元気にやってほしいなというのを、私はそう思って今回ここで質問をさせて

もらったんですけども、今、市長の話を聞いて、そういう話合いになっていて、地元からもそういう要望がないのであれば、私もこれ以上は言うこともありませんし、ただ、何回も言うように、やはり子どもたちのために、できればしたってほしいなという思いで今回の質問になったということです。

そういうことがあるので、もうこれ以上は質問しません。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（森下伸吾君）18番 中本君の一般質問は終わりました。

この際、1時45分まで休憩いたします。

（午後1時35分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番16、4番 梅本君。

〔4番（梅本知江君）登壇〕

○4番（梅本知江君）改めまして皆さん、こんにちは。今回も先輩方の一般質問、とても勉強になりました。ありがとうございました。

私は一般質問の最後となります。皆さん、お疲れだと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、この場をお借りして、最近、市民の方から道路の整備の件で要望を多く頂きます。その都度、都市整備の方にお申しに行っています。いつもお忙しい中なのに迅速に対応していただいています。そして、市民の方にもとても感謝していただいています。この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。

そうしましたら、一般質問に入らせていただきます。

市民会館閉館に伴う公共施設の活用について

て。

長年、市民の皆さまに愛され、使用してきた市民会館。とても残念ですが、老朽化に伴い、安全性の確保や適正な維持管理を行うことが困難であり、修繕するためには多額の費用がかかるということで、令和7年3月末で閉館となります。

1、今まで定期的に利用されていた方々への周知やご案内はどのようにされていますか。

2、市民会館の代わりに、橋本市サカイキャニング産業文化会館アザレアを利用してくださいとのことですが、大ホールは土日、祝日などスケジュールが重なり、借りれない状況が続いています。これについて対応、対策はお考えでしょうか。

3、橋本市内に大ホールはほかに橋本市東部コミュニティセンターがありますが、駐車場が少なく、利用できにくい状況です。対応、対策はどうされていますか。

答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君の質問、市民会館閉館に伴う公共施設の活用に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）市民会館閉館に伴う公共施設の活用についてお答えします。

一点目の、今まで定期的に利用されていた方々への周知やご案内についてですが、令和5年度及び6年度において市民会館をご活用いただいた方々に対し、長年ご利用いただいたお礼と市民会館に代わる施設の案内を記載した「橋本市民会館閉館のお知らせ」を令和6年10月に送付させていただきました。

また、令和6年11月と令和7年3月広報で、お知らせと同様の内容を記載するとともに、個々のお問合せに対しましても随時対応を行っています。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）二点目の、橋本市サカイキャニング産業文化会館の大ホールを土日、祝日などはスケジュールが重なり借りれない状況が続いていることについてですが、令和6年4月から令和7年1月までの土日と祝日93日間のうち、26日分が当会館の未利用の日数となっています。

利用申請については、利用希望日の1年前から申請ができますので、希望される日程等をご調整いただくことのほか、早期の申請手続きをお願いしているところです。

三点目の、橋本市東部コミュニティセンターの駐車場が少なく利用できにくい状況の対応、対策についてですが、併設する隅田地区公民館と合わせて、敷地内の駐車場スペースに限りがあることは認識しています。

当該センターで開催されるイベントによっては、多くの来場者が見込まれることもあり、主催者側で近隣の空き地等の臨時借用をお願いすることもあります。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございました。

まず、一つ目の質問なんですけれども、それまでに、すみません、私のところにも届いていました、すごくご丁寧にお一人お一人こういう形でご案内を出しているんだなということで、とても感銘を受けておりました。ありがとうございました。

その閉館のお知らせなんですけど、何件送付されましたですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）100件送付させていただきました。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

100件中、その件での問合せなどは何件ぐらいありましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）令和6年10月に送付させていただいてから現在まで、個別のお問合せは2件いただきました。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）どのような内容でしたですか。何かクレームにはなりませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）クレームということとはなかったと認識しています。施設が閉館となったときに、次どうしたらいいかというご相談の中で、教育文化会館であるとかサカイキャニリング産業文化会館であるとかをご案内するといった内容で、下見というか今度見てみますというようなお話であったと聞いております。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ということは、何のクレームもなく閉館できる状況になったということで間違いないですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）現時点では、大きなどうか、トラブルなく閉館のご案内ができたというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）それはよかったです。本当に大変な手続きなどあったと思うんですけど、ありがとうございました。

そして、これまで市民会館の運営に携わってくださった方にも感謝を申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二点目の質問になりますが、市民会館の大ホールは、大ホールだけはもっと前で、令和

4年度にもう使えなくなったと聞いております。それから約3年の日がたちますが、大ホールが使えなくて困っている方からのご意見ということで、次の質問に移らせていただきます。

先ほども言いました二つ目ですが、橋本市サカイキャニリング産業文化会館アザレアというのが橋本市には立派な会館があります。特に日曜日なんですけど、やっぱりイベントといえば日曜日が多くなるんですけど、利用したくても先約やバッティングなどで予約できないということが多々起こっております。

どうしても取れない場合は、市民の方は、じゃ、どうしているかと申しますと、隣のかつらぎ町のあじさいホールをお借りしたり、あと紀の川市にある粉河ふるさとセンターまで行って利用されるような状況です。

やっぱり遠いですよ、どうしても。こういう状況があるということは市としてご存じでしたですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

そのような場合もあるということは存じております。できれば市内の方々はサカイキャニリング産業文化会館を利用していただきたいところですが、収容人数の関係で、市民会館が閉館して代替できる施設というのも限られていますので、日程が重なる場合はやむを得ない場合もあると感じております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）やむを得ないのではなく、何か対策を考えられたことはありますでしょうか。

それでちょっと提案なんですけれども、何人かの方からもご意見いただいて、皆さんもそう感じている方も多いかもかもしれませんが、橋本市には東部コミュニティセンターという

のがあります。どちらかといったら市の会館というより公民館の一つになるかもしれませんが、私は東部コミュニティセンターを利用させていただいたらいいんじゃないかというふうに感じています。

が、どうしてもやっぱり駐車場が狭いんです、先ほどの質問の内容にもありましたが。それで、ちょっと質問なんですけれども、東部コミュニティセンターの収容人数と駐車場の台数を教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

東部コミュニティセンターのホールの収容人数は、座席数として308名です。駐車場につきましては、隅田地区公民館と合わせまして約60台でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）収容人数に比べて駐車場の数が足りていないのではないのでしょうか。何か基準値というのはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

基準等は特に設けておりません。仮に東部コミュニティセンターが満席となった場合、人数からの単純計算で約5分の1の駐車スペースしかないことにはなりますが、当会館は国道24号で車の利用が多いということ、また、施設にホール、舞台があることなどから発表会などの様々な屋内イベントとして利用されておりますが、駐車場としましてはおよそ60台分であるということを利用者の皆さんにご理解いただいているところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）理解されているというより仕方ないというふうに多分感じられているのではないかと思います。駐車場が足らな

い、発表会とかだったら60では足りないとなったときに、現在、利用者の方たちにはどのような対応をされていますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、当センターの駐車場台数以上に車の数が見込まれるイベントの場合は、利用申請の受付の際に、主催者側の方に施設内の駐車場に限りがあるということを事前に説明して、ご理解いただくことに努めています。

もし時間帯が合えばなんですけれども、公共交通機関といいますかコミュニティバスのご利用も紹介することもあります。

また、民間事業者主催の、例えばなんですけど、ピアノの発表会では、時間帯により1部、2部、3部、4部制にするとか午前の部、午後の部にするなどとか、出演者と観覧者の入替え等を行っていただくなど工夫して施設をご利用いただいているという事例もございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そんなふうに工夫できる会もあればいいですが、そうじゃない場合のほうが多いかと思えます。

コミュニティバスの利用とありますが、今お話にもありましたが、橋本駅から1日8本ぐらいしか出ていない状況みたいなんです。とても不便ですし、じゃ、隅田駅から徒歩で行ったとしましたら約20分ぐらいかかるとなっています。だからこそ駐車スペースの確保が必要ではないでしょうか。

実際、今まで近隣の、どことは言えないですが、近隣の飲食店やお店の駐車場に止めたりされている方もおられます。すごくこれも近隣の方に迷惑をかけていることじゃないかなというふうに感じています。

なぜかといいますと、近隣には、例えば夕

イムスとかという、そういう駐車場がどこもないんです。だからどうしても、駄目だなと思いつつもよその駐車場に止めたりされている市民の方もおられると思うんですけど、それでなんです、実は、東部コミュニティセンターの裏のほうに橋本市の持ち物で地元区が管理しているグラウンドが裏にあります。そこはこういう人数が、キャパシティがオーバーする場合、駐車場としてお借りすることはできないでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

高橋川の向かいのグラウンドのことをおっしゃっているかと思うんですけど、そちらは現在、地元区が管理されている場所になります。足りない場合、一度ご相談したらどうですかという声はかけさせていただくことはあるんですけども、東部コミュニティセンターのほうで、そちらの場所を使用承諾するお返事はいたしかねるという状況でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） 地元区に管理を任せているということで、そのお気持ちも分かるんですけども、でも、そこは市の持ち物であって、私たち市民が使える権利もあると思うんです。

主催者側が事前をお願いをして、地元区のご好意により臨時駐車場として貸してもらえたりしたこともあるというのを聞いたことはあります。なかなかやっぱり地元区に貸しておられるので、直接やっぱり受付でどうぞ使ってくださいというようなことはどうしても言いにくいと思うんですが、今回もこういうお話が一般質問であったと、これ市民の声をお届けしているので、あったということをちょっと地元区にもお伝えいただくようお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 東部コミュニティセンターがなぜできたかというのをご理解いただいていないように思います。これはごみ対策の関係で、あそこに東部コミュニティセンターを建てなさいという、ごみ対策の関係で建てた建物でありまして、そこの中島の土地も実はごみ対策の関係で市で一時お借りして使っていた場所なので、今、中島区に管理をお願いしているところです。

その中で、市から使わせよという話ではなくて、やっぱり基本は隅田の地域のごみ対策の関係なので、そこがやっぱり優先して使ってもらえるようなことになると思いますし、なかなか市からどうせよという話にはなりません。

そこはまた借りる皆さんが、逆に中島区と話をして、使っていていいよというふうな形を取っていただけたらいいかなと思いますし、なかなか、ごみ対策の関係で今ようやく、ごみ対策の関係、中島区とも今後何もせんでええというようなお話も頂いているので、そこはまたきちっと、市のものやからということではちょっと違う部分もあって、昔の流れもあるので、それを変えるということもちょっと難しい場面があると思います。

ごみ対策のときも駐車場は造れという話はなかったので、東部コミュニティセンターを敬老会とかするから建ててくれという、ごみ対策の問題で造った部分もありますので、その辺はちょっと、市が積極的に造った施設ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君） 市長、ありがとうございます。

その歴史もある程度はお聞きしていました。ただ、やっぱり市民会館がなくなったという

ことで、なかなかアザレアのほうも使用しにくいということで、どうにかやっぱり市民の方が使いやすいとなったときにあそこしかなくて、そういう形でしていただけたらうれしいなという思いでした。

もう今、市長からもお答えいただきましたが、また地元区に、ちょっと地元区のイベントがあったりしたときは仕方ないんですけど、そこがたまたま空いてられるようでしたら、ぜひ主催側の方が地元区にちょっと連絡をさせていただいて貸していただけるように、そうしてくださいと言ってくださったので、これでちょっと今のこういう問題は緩和できるのかなというふうに感じることができました。

私の勝手な思いとしましては、今まで市民会館はやっぱり橋本市の真ん中であって、もうすごく交通も便利で、もちろんたくさんの方も入り、すごくいい施設だったんですけども、それがなくなってしまいました。サカイキャニング産業文化会館はもう西の端なんですよね。本当にあちらのほうも駅からも遠くて、とてもやっぱり交通の便も、バスもなく、とても不便だと思います。

なので、私はですが、これから何か会館を、発表会や子どものピアノ発表会、いろんな講演会あると思いますが、橋本市として西のサカイキャニング産業文化会館、東の東部コミュニティセンターと位置づけをして、しっかり皆さんに利用できる場所にしていけたらうれしいかなと思います。

○議長（森下伸吾君）質問はいかがですか。質問しますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）すみません。東部コミュニティセンターの要望はそれで終わりなんですけど、実は私も何度かあそこの大ホールにお客さんとして行かせていただいたり、あと主催側として参加したことがあるんですけれ

ども、夏なんですけど、本当に冷房が本当に効かないんです。効きにくいとかいうものではなくて、もう夏の暑い日はもう汗がたらたら出るぐらい冷房が効かないんです。会館の方にいろいろ温度調整とかいろいろしていただいても効かない。

そうなんです。それはご存じですか。何か対策とか、ほかにお声があって考えられているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）梅本議員、それは東部のほうですか。

○4番（梅本知江君）失礼いたしました。東部コミュニティセンターです。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

東部コミュニティセンターはホールが大きいので、利用してすぐに冷房の効きが行き届かないということはあるかもしれませんが、故障はしておりません。定期的に点検等もしております。エアコンの性能を上げるために室外機等のフィルターの清掃など対応しております。エアコンがやっぱり老朽化しているからではないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）できるだけそんなふうにしていただいているんでしょうけど、それでも夏場、汗が出るほど暑いのは、もうそろそろエアコンがやっぱり老朽化しているからではないでしょうか。

主催者は、いろいろ講演会とかをしたときに、お客さまから入場料などをもらって開催されていると思うんです。そんなときにすごく暑くてということでクレームが出て迷惑をかけたり、あと、やっぱりお子さんもよく来られる会もあるでしょうし、高齢者の方もよく来られる会があると思います。それでまた体調不良になりかねないとも思いますし、何

かもう一度、再度しっかり点検をしていただいて、修繕または、やっぱりどうしても効かないなというようでしたら取替えを検討いただきたいと思います。いかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

電気のデマンドの設定のこともあるかと思うんですけど、利用者の方から要望がありましたら、できる範囲でになるんですけども、利用時間の少し前に冷房を作動させておくということはスタッフで協力させていただくことは可能です。

取替えとか交換とかとなってきましたら、今、実際、壊れていませんので、すぐ効くかとなってきたら、性能のこともあるんですけども、今すぐ、じゃ、取り替えますというところには、そこまでちょっと行けませんので、しばらくこのまま運用させていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）なかなか本当、エアコンを取り替えるとかになると、なかなか経費

もかかりますし、よく分かります。そうですね、またちょっと早めにちょっと会場を冷やしていただくとか、デマンドの関係もあると思いますが、ちょっといろいろまた会館で工夫していただいて、最終それでもやっぱり効かない場合は、取替えとかをまた検討していただけたらと思います。

ぜひ、本当に、すてきな会場が二つあるので、皆さんが使いやすい会場にさせていただいたらうれしいです。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君） 4番 梅本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時12分 散会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 森 下 伸 吾
8 番 議員 田 中 博 晃
18 番 議員 中 本 正 人

